第十二条第一号中「第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等及び水素」を「第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等、水素及び地熱）に、「並びに同項第十九号」を「、同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものを除く。）、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号」に、「これら」を「同項第二十三号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第二号中「限る。）、同項第二号」を「限り、地熱に係るものにあっては海外において行われるものであって同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に係るもの及び本邦において行われるものに限る。）、同項第二号」に改め、同条第三号中「同項第十九号」を「同項第十九号及び第二十二号」に、「同項第二十一号」を「同項第二十五号」に改め、同条第六号中「第十一条第一項第二十一号」を「第十一条第一項第二十五号」に改める。

第十二条の二中「第二十一号」を「第二十五号」に改める。

（鉱業法の一部改正）

第五条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二」を「第七十条の三」に改める。

第三条第一項中「そう鉛鉱」を「ビスマス鉱」に、「アンチモニー鉱」を「アンチモン鉱」に、「クローム鉄鉱」を「クロム鉄鉱」に、「ひ鉱、ニツケル鉱」を「砒鉱、ニッケル鉱」に、「りん鉱」を「希土類金属鉱、りん鉱」に、「アスファルト」を「アスファルト」に、「石こう」を「石膏」に、「明ばん石、ほたる石」を「明ばん石、蛍石」に、「けい石」を「けい石」に、「ろう石」を「ろう石」に、「ちゆう積鉱床」を「沖積鉱床」に改め、同条第二項中「鉱さい」を「鉱さい」に、「附合している」を「付合している」に改める。

第二章第五節に次の一条を加える。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務）

第七十条の三　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により特定鉱物のうち政令で定めるものの掘採に係る鉱業権の設定を受けた鉱業権者の依頼に応じて、当該特定鉱物の試掘又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（電気事業法の一部改正）

第六条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条の四十七」を「第二十八条の四十八」に、「第二十八条の四十八―第二十八条の五十五」を「第二十八条の四十九―第二十八条の五十六」に、「第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十七」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十八」に改める。

第二条第一項第五号ロ中「発電用の電気工作物以外の」を「発電等用電気工作物（」に、「（以下」を「及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下」に、「発電に」を「発電又は放電に」に改め、同項第七号イ中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電に」を「発電又は放電に」に改め、同項第十四号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電する」を「発電し、又は放電する」に改め、同項第十五号の二中「発電用又は蓄電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第四条第一項第五号及び第六条第二項第六号に次のように加える。

ホ　蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第十七条第四項及び第二十七条の十第二項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七条の十二の三第一項第五号及び第二十七条の十二の五第二項第六号に次のように加える。

ニ　蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七条の十二の十第三項中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十七条の十三第一項第四号に次のように加える。

ホ　蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七条の二十七第一項第三号を次のように改める。

三　発電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ　発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ　蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

第二十七条の二十七第三項中「第一項」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　発電事業者は、第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十七条の二十八中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に、「発電し」を「発電し、又は放電し」に、「、発電」を「、発電又は放電」に改める。

第二十七条の二十九中「「事業」を「事業」と、「あらかじめ」とあるのは「その休止又は廃止の日以前の経済産業省令で定める日までに」に改める。

第二十七条の三十三第一項第一号中「発電設備」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二十八条の三第一項並びに第二項第二号及び第三号中「発電用」を「発電用又は蓄電用」に改める。

第二十八条の四中「監視」の下に「、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進」を加える。

第二十八条の四十第一項第五号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改め、同項第五号の三中「第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号」を「第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十二第一号」に、「第二十八条の四十七第一項に」を「同項に」に改める。

第二十八条の四十三中「係る電気」の下に「又は蓄電用の事業用電気工作物の放電に係る電気」を加える。

第二十八条の四十五第二号中「発電用の電気工作物」を「発電等用電気工作物」に改める。

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十七を第二十八条の五十八とし、同款第八目中第二十八条の五十六を第二十八条の五十七とし、同款第七目中第二十八条の五十五を第二十八条の五十六とし、第二十八条の四十八から第二十八条の五十四までを一条ずつ繰り下げ、同款第六目中第二十八条の四十七を第二十八条の四十八とし、第二十八条の四十六の次に次の一条を加える。

（電気供給事業者の責務）

第二十八条の四十七　電気供給事業者は、推進機関が行う第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に関して推進機関との間で供給能力を確保することに関する契約を締結しているときは、当該契約を遵守するよう努めなければならない。

第二十九条第二項中「、意見」の下に「（供給能力の確保のために必要な措置に関するものを含む。）」を加え、同条第五項中「経済産業大臣は」の下に「、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による推進機関の意見を踏まえ」を加える。

第三十三条の三中「限る」を「限る。次条において同じ」に、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による推進機関への情報提供）

第三十三条の四　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、推進機関の依頼に応じて、第二十八条の四十第一項第一号又は第二号に掲げる業務の適確な実施に資するよう、発電の用に供する燃料に関する情報の提供を行うものとする。